

KEEN 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 3月 1日 ~ 令和 8年 2月 28日までの 5年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、その他の出産・育児に関する制度について説明を実施。

<対策>

- 令和3年 3月 ~ 育児・介護休業規程の見直し
- 令和3年 4月 ~ 育児・介護休業規程の施行、内容説明

目標 2：計画期間内に、1名以上の男性社員が育児休業を取得すること。

<対策>

- 令和3年 3月 ~ 育児・介護休業規程に子の出産後8週間以内の男性の育児休業取得制度を個別に規定
- 令和3年 4月 ~ 男性従業員への制度周知の実施、配偶者が出産予定の従業員とは個別面談を実施。